

建設業法施行令の一部改正による金額要件及び技術検定制度の見直しについて

1. 金額要件の見直し（令和5年1月1日より施行）

- ・ 特定建設業の許可、監理技術者の配置及び施工体制台帳の作成を要する下請け代金額の下限について、4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）から4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）に引き上げ。
- ・ 主任技術者又は監理技術者の専任を要する請負代金額の下限について、3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）から4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）に引き上げ。
- ・ 下請負人の主任技術者の配置を不要とすることができる特定専門工事の下請代金額の上限について、3,500万円から4,000万円に引き上げ。

2. 技術検定制度の見直し（令和6年4月1日より施行）

- ・ 令第36条及び第37条において定められている受検資格を国土交通省令で定める。
今後、施工技術検定規則等の改正を行い、受検資格の見直しを行う予定。